

焼津市告示第105号

焼津市手数料条例（平成12年焼津市条例第13号）別表第13号の表備考ウ、別表第76号の表及び別表第79号の表に規定する工場等の意義並びに一の特定建築物に工場等用途に供する部分及び工場等用途以外の用途に供する部分が存する場合における当該特定建築物にこれらの規定を適用する場合の取扱いについて次のように定める。

平成29年4月1日

焼津市長 中野 弘道



1 工場等の意義

工場等とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の建築物又は建築物の部分の用途の区分欄に掲げる工場（自動車修理工場を除く。）、自動車修理工場、自動車車庫、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他エネルギーの使用状況がこれらに類すると市長が認める建築物又は建築物の部分をいう。

2 一の特定建築物に工場等用途に供する部分及び工場等用途以外の用途に供する部分が存する場合における当該特定建築物に係る手数料

一の特定建築物に工場等用途に供する建築物の部分と工場等用途以外の用途に供する建築物の部分がある場合における当該特定建築物に係る手数料は、原則として、別表第13号の表備考ウ、別表第76号の表又は別表第79号の表に規定する各用途に係る床面積区分に応じ算出される金額を合算した額（以下「合算額」という。）とする。ただし、当該特定建築物全体を工場等用途以外の用途に供する建築物とした場合に算出される額（以下「特例額」という。）が合算額未満となる場合にあっては、特例額を当該特定建築物に係る手数料とする。